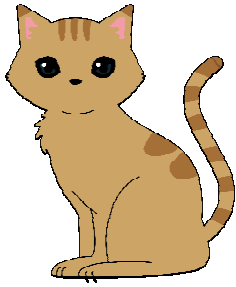


# 羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和2年6月号 vol.68



5月まで約半年続いた繁忙期がようやく終わり、ちょっと一息といきたいところですが、今年はコロナ関連の借入や給付金申請の相談で、ここから先も自身の役割を果たすべく、忙しく動く日々が続きそうです。

おうち時間が多かった日々、我が家の愛猫 ムギとホップの甘えが激しくなりました。特にホップが突然、膝に乗ってふみふみをするようになり驚きです。ペットと過ごす時間が増えたこの一カ月でした。

## ”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、在宅勤務を実施している方も多いかと思えます。こうした中、企業によっては、従業員の自宅での通信費などの負担に対して手当を支給するケースもあるようです。この場合の注意点についてご説明いたします。

### ”テレワーク手当などは給与課税になるのか？”

従業員へのテレワーク(在宅勤務)を推奨するにあたって、従業員負担となる自宅でのインターネットの通信費や電気代などを補助してあげられないかという考え方が当然出てくるかと思えます。このようないわゆる「テレワーク手当」の課税上の取り扱いはどうなるのでしょうか。

業務に必要な費用の補助とはいえ、一律で支給する「テレワーク手当」は、原則は、給与課税の対象となり、通常の給与と同様に源泉徴収が必要となります。

ただし、出張旅費などは、領収書等を会社に提示し実費精算を受けることで給与課税されないのと同様に、従業員側が、業務使用分に係るインターネット回線の通信費などを明細書等で明らかにし、実費精算することで給与課税の対象外とできる方法もあります。

テレワーク勤務が当たり前になってくる時代の中、このような細かい点も注意が必要です。

### 「今月の本の紹介」

「サル化する世界」

(内田 樹 著・文藝春秋)

私たちは、未来の自分が抱え込むであろう損失やリスクを他人事だと思って生きている場面がいかに多いことか。

今回のコロナ騒動でも、まさに初期対応はそんな感じだったのではないでしょうか。

本書では、それではまったくサルと同じと著者は言っています。AI時代の中でのビジネスの問題、教育問題、医療やら年金やら身の回りにあるたくさんのこと。大変なことが起きた後の未来の自分の姿に対して、もっと想像力を働かせることが必要だと感じた一冊でした。

### 「気まぐれ簡単レシピ」

< 野菜のトマト蒸し煮 >

- ・キャベツ1/4個、ジャガイモ 2個、玉ねぎ 1個 →全て串切り
- ・ソーセージ 6本
- ・トマト缶 1缶
- ・塩 小1、カレー粉 小1、パクチみじん切り 大3、オリーブオイル 大2(A)

- ①鍋にすべての食材を入れ、(A)を回しかける。
- ②中火にかけ煮立ったら、蓋をして弱火で10分程煮る。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所